

# 【国家戦略特区】工場新增設に係る緑地面積率等の規制緩和

## 特例措置前

工場新增設時に確保すべき緑地面積等については、国が基準（準則）を定め、市町村は国が定めた基準の範囲内で基準を設定

## 特例措置

区域計画の認定があった場合は、市町村の条例により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする

## 効果

- ・府内での工場再投資を促進
- ・産業の競争力の強化
- ・地域経済の活性化
- ・雇用の創出

## 工場を新增設する際の緑地面積率等の基準緩和

- 区域計画で実施主体として内閣総理大臣から認定を受けた市町村は、市町村の判断で独自に条例で定める準則を適用する
- 対象業種：製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業
- 対象工場：敷地面積9,000㎡以上、または建築面積3,000㎡以上

## 各制度において確保すべき緑地面積率等の比較

		工業専用地域・工業地域	準工業地域	住居、商業等に関する地域	生活環境に及ぼす影響が小さい地域	
現行法による基準	国準則	緑地、環境施設※2	25%以上			
		うち緑地	20%以上			
		うち重複緑地※3	25%以下			
	市町村準則※1	緑地、環境施設※2	10%～25%未満	15%～30%	25%超～35%	10%～30%
		うち緑地	5%～20%未満	10%～25%	20%超～30%	5%～25%
		うち重複緑地※3	50%以下			
国家戦略特区法に基づく基準	国家戦略特区準則	緑地、環境施設※2	<u>条例で独自に緑地面積率等を定める</u> ことができる（最低1%以上）			
		うち緑地	<u>条例で独自に緑地面積率等を定める</u> ことができる（最低1%以上）			
		うち重複緑地※3	<u>条例で独自に重複緑地率を定める</u> ことができる（最高100%以下）			

※1）市町村準則：国準則に代えて国の基準の範囲内で市町村が条例により独自で設定する基準

※2）環境施設：噴水、水流等の修景施設、運動場、広場、企業博物館、太陽光発電施設等

※3）重複緑地：緑化駐車場、屋上等緑化施設等